

①就学支援金（国の制度）

- 高等学校等の授業料に対する補助金です。
- 判定額に応じて補助額が決まる全国一律の制度です。
- 入学時と毎年夏頃、学校を通じて申請をしていただきます。

②授業料軽減補助金（県の制度）

- 長崎県内の私立高校の授業料に対する補助金です。
- 判定額に応じて補助額が決まる長崎県独自の制度です。
- 保護者が長崎県内に住所を有する必要があります。
- 毎年秋頃学校を通じて申請をしていただきます。

③奨学給付金

- 高等学校等の授業料以外の教育費に対する補助金です。
- 生活保護（生業扶助）受給世帯と住民税所得割非課税世帯が対象です。
- 入学時と毎年夏頃、県内の学校に通う場合は学校を通じて、
県外の学校に通う場合は学事振興課へ直接申請をしていただきます。

 ①②は、収入ではなく判定額で補助額が決まります

判定額とは？

$$\text{判定額} = \text{市町村民税の課税標準額} \times 6\% - \text{市町村民税の調整控除額}$$

- 親権者が2名（父・母）の場合は、それぞれの判定額を算出し、100円未満を切り捨てて合算してください。
- 課税標準額と調整控除額は、マイナポータルまたは所得課税証明書で確認できます。

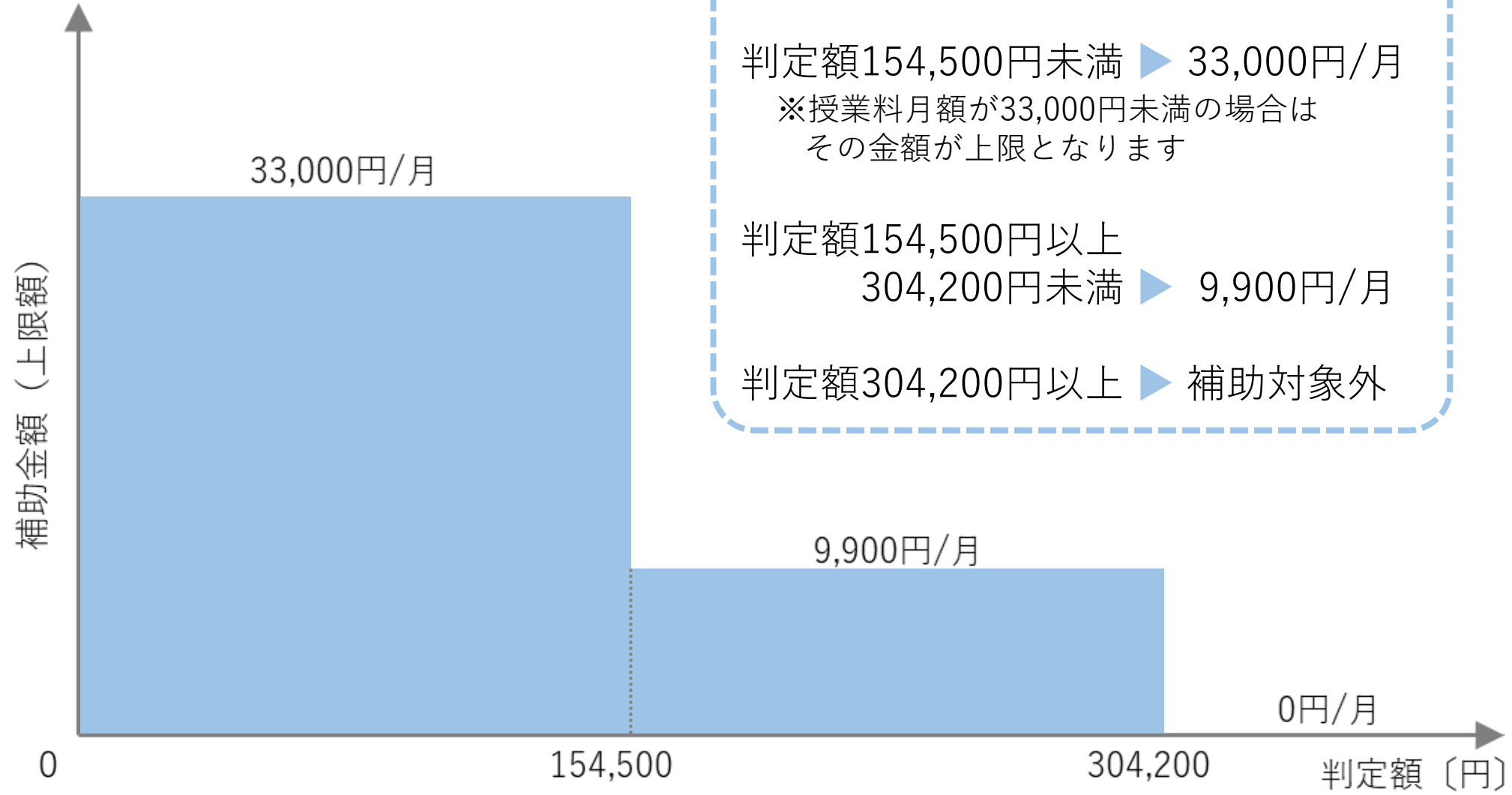
☎マイナポータルについてのお問い合わせ

→ 「マイナポータル よくあるご質問」から探す
マイナポータルのお問い合わせフォームから質問
マイナンバー総合フリーダイヤル 0120-95-0178

☎課税標準額、調整控除額など税額についてのお問い合わせ

→ お住まいの自治体（市役所、役場）の住民税担当部署へ

①就学支援金（国の制度）



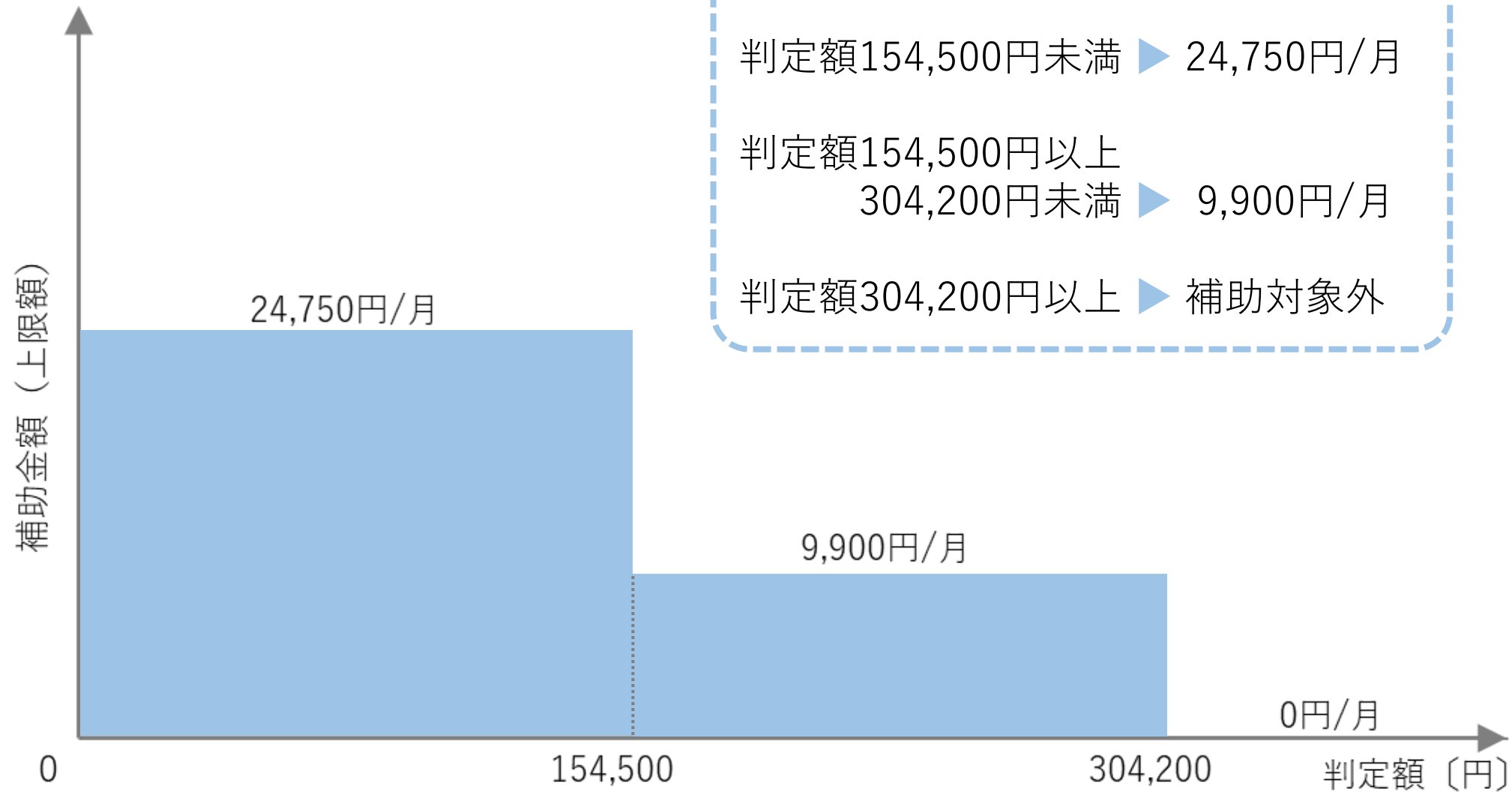
【全日制学校の場合】

判定額154,500円未満 ▶ 33,000円/月
※授業料月額が33,000円未満の場合は
その金額が上限となります

判定額154,500円以上
304,200円未満 ▶ 9,900円/月

判定額304,200円以上 ▶ 補助対象外

①就学支援金（国の制度）



【通信制学校の場合】

判定額154,500円未満 ▶ 24,750円/月

判定額154,500円以上
304,200円未満 ▶ 9,900円/月

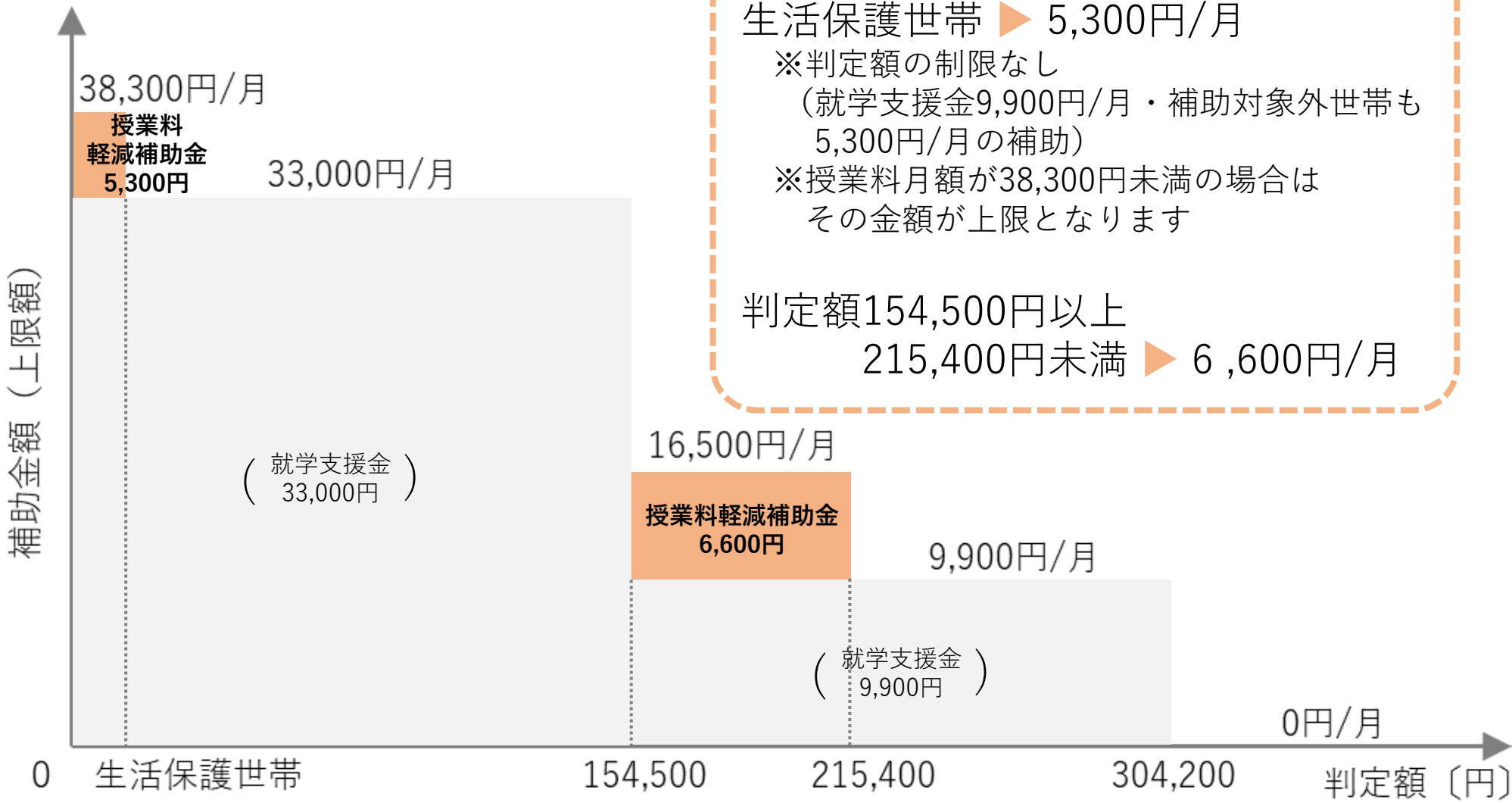
判定額304,200円以上 ▶ 補助対象外

②授業料軽減補助金（県の制度） ※長崎県内の私立高校のみ

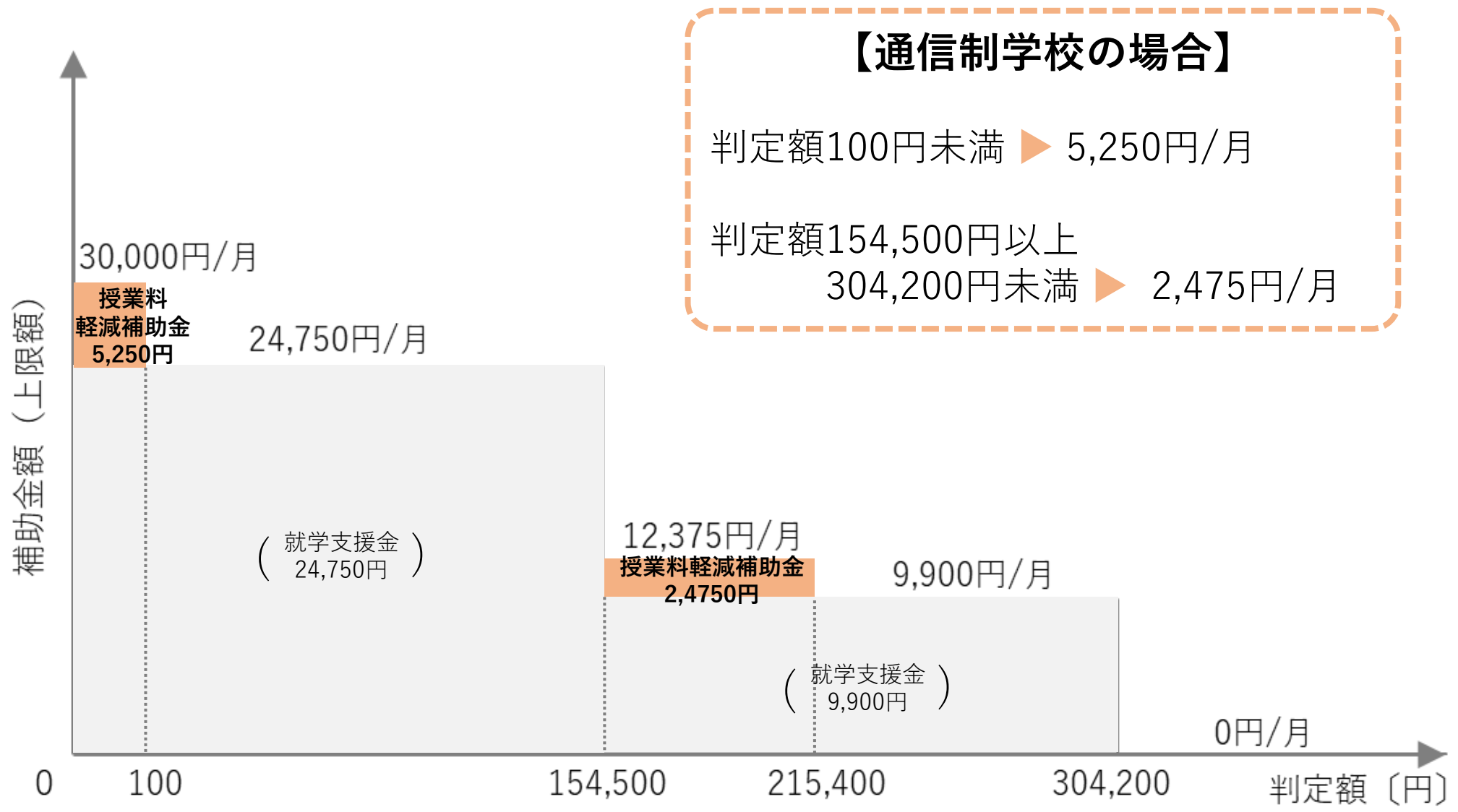
【全日制学校の場合】

生活保護世帯 ▶ 5,300円/月
 ※判定額の制限なし
 （就学支援金9,900円/月・補助対象外世帯も5,300円/月の補助）
 ※授業料月額が38,300円未満の場合はその金額が上限となります

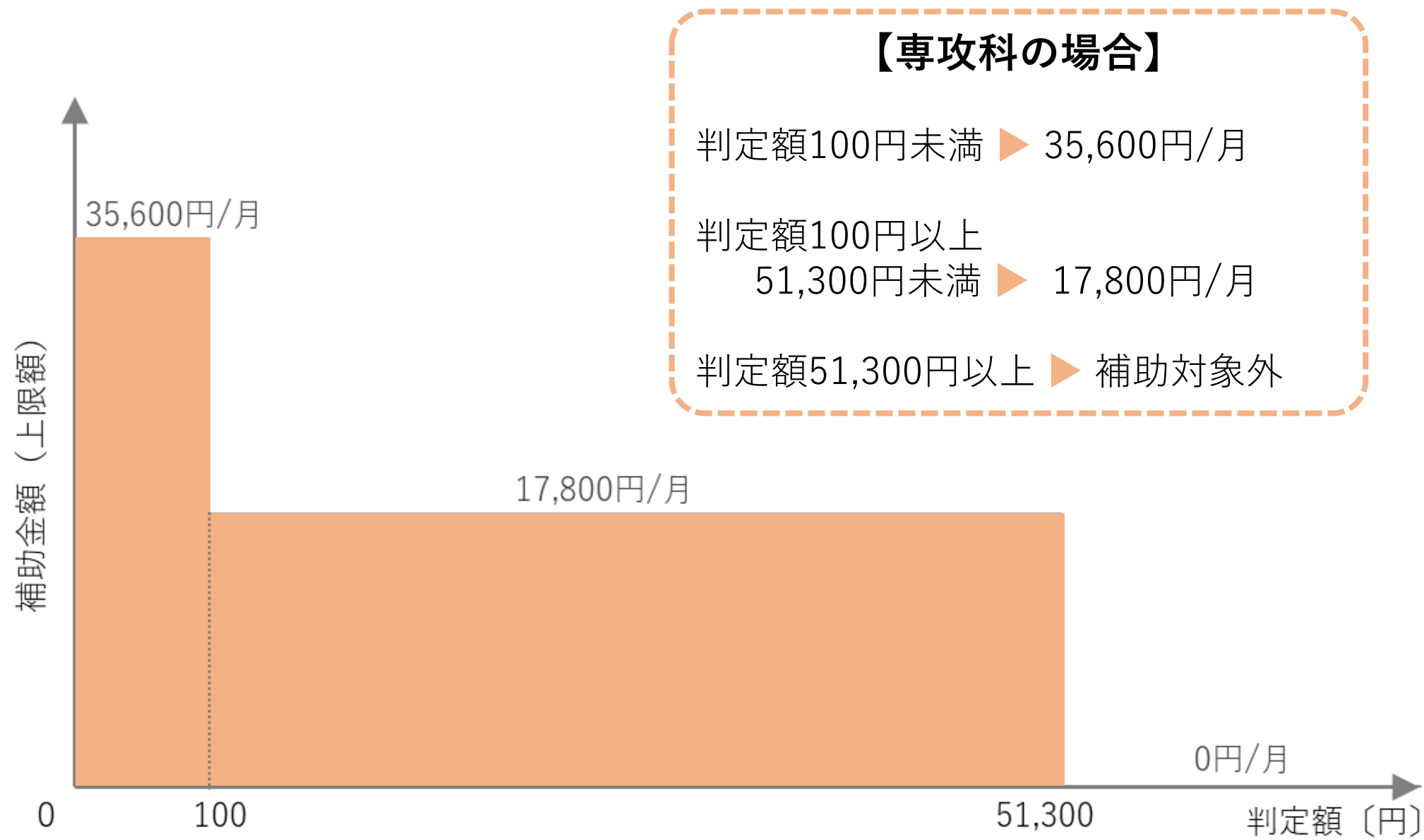
判定額154,500円以上
 215,400円未満 ▶ 6,600円/月



②授業料軽減補助金（県の制度） ※長崎県内の私立高校のみ



②授業料軽減補助金（県の制度） ※長崎県内の私立高校のみ



③奨学給付金

【R6支給単価】

生活保護（生業扶助）受給世帯 ▶ 私立52,600円/年
※生徒本人が生業扶助の対象（公立32,300円/年）

住民税所得割 非課税世帯 ▶ 私立142,600円/年
〈全日制/定時制、第1子〉（公立122,100円/年）

住民税所得割 非課税世帯 ▶ 私立152,000円/年
〈全日制/定時制、第2子以降〉（公立143,700円/年）

住民税所得割 非課税世帯 ▶ 私立52,100円/年
〈通信制/専攻科〉（公立50,500円/年）

●第1子、第2子以降区分について

生徒本人以外に、親権者に扶養されている15歳以上23歳未満（中学生は除く）の兄弟姉妹がいる場合は、第2子以降の単価を申請できます

※扶養されているかは健康保険上の扶養関係で判断します

③奨学給付金

【参考】申請パターン例 ※ 支給単価区分

●親権者に扶養されている兄弟姉妹（15歳以上23歳未満、中学生は除く）がいない場合

(例①) 生徒(生業扶助)



生活保護

(例②) 生徒(全日制/定時制)



第1子

(例③) 生徒(通信制)



通信制

(例④) 生徒(専攻科)



専攻科

(例⑤) 兄(扶養外)



妹(生業扶助)



生活保護

(例⑥) 兄(扶養外)



妹(全日制/定時制)



第1子

(例⑦) 兄(扶養外)



妹(通信制)



通信制

(例⑧) 兄(扶養外)



妹(専攻科)



専攻科

③奨学給付金

(例⑨) 兄(全日制/定時制) 妹(全日制/定時制)
どちらも親権者 父母、扶養者 祖父



第1子



第1子

兄弟姉妹がいるが親権者と扶養者が異なる場合
全日制/定時制に通う生徒全員が第1子の単価
での申請となります
※「扶養者」は健康保険上の扶養者です

(例⑩) 兄(通信制) 妹(全日制/定時制)
どちらも親権者 母、扶養者 父※養子縁組なし



通信制



第1子

(例⑪) 兄(専攻科) 妹(全日制/定時制)
親権者 父、扶養者 父 親権者 母、扶養者 母



専攻科



第1子

③奨学給付金

●親権者に扶養されている兄弟姉妹（15歳以上23歳未満、中学生は除く）がいる場合

(例⑫) 兄(扶養内)



妹(生業扶助)

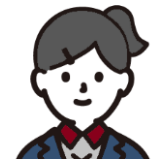


生活保護

(例⑬) 兄(扶養内)



妹(全日制/定時制)



第2子

(例⑭) 兄(扶養内)



妹(通信制)



通信制

(例⑮) 兄(扶養内)



妹(専攻科)



専攻科

(例⑯) 兄(全日制/定時制) 妹(全日制/定時制)



第1子



第2子



双子の兄弟姉妹（どちらも全日制/定時制）の場合

- 2人とも私立/2人とも公立に通う場合
→ 1人は第1子、もう1人は第2子の単価で申請できます
- 1人が私立、もう1人が公立に通う場合
→ 支給額の合計が高くなるように申請できます
R6は「私立第1子+公立第2子」が高くなります

③奨学給付金

(例⑰) 兄(通信制)



通信制

妹(全日制/定時制)



第2子

(例⑱) 兄(専攻科)



専攻科

妹(全日制/定時制)



第2子

(例⑲) 兄(扶養外) 弟(全日制/定時制) 妹(全日制/定時制)



第1子



第2子

(例⑳) 兄(扶養内) 弟(全日制/定時制) 妹(全日制/定時制)



第2子



第2子

(例㉑) 兄(全日制/定時制) 弟(全日制/定時制) 妹(全日制/定時制)



第1子



第2子



第2子

③奨学給付金

(例②) 兄(全日制/定時制) 妹(通信制)



第2子



通信制

兄姉が全日制/定時制、弟妹が通信制に通う場合

全日制/定時制に通う生徒（兄姉）を、
第2子の単価で申請できます

(例③) 兄(扶養外) 弟(全日制/定時制) 妹(通信制)



第2子

通信制

(例④) 兄(全日制/定時制) 弟(全日制/定時制) 妹(通信制)



第2子

第2子

通信制

(例⑤) 兄(全日制/定時制) 妹(特別支援学校 高等部)



第2子



兄姉が全日制/定時制、弟妹が特別支援学校の
高等部に通う場合

全日制/定時制に通う生徒（兄姉）を、
第2子の単価で申請できます